

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

市営住宅補欠入居者の募集について

都市整備課(内線595)

中山地域事務所総合窓口課(☎967-1111)

双海地域事務所総合窓口課(☎986-1111)

平成21年度市営住宅補欠入居の希望者を次のとおり募集します。今回の募集は、平成22年3月31日までの間に空家となり、入居可能となった住宅が対象となります。

■募集対象住宅

○本庁地区：鳥ノ木団地、新川団地、安広団地、鹿島住宅

○中山地区：竹之内団地(2戸)、門前住宅(2戸)、寺尾団地、豊岡団地、泉町三住宅、泉町団地・門前団地(特公賃)(1戸)

○双海地区：タヤケ団地、双海団地、星住宅、あかね団地、二瀬団地、下瀬団地、清流団地(特公賃)(2戸)
※()内は1月1日現在の空家数

■家賃

入居者の所得や対象住宅の立地条件、規模、建築経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

○伊予市に住所又は勤務場所を有する方

○地方税等を滞納していない方

○現に同居又は同居しようとする親族の有る方

○所得が公営住宅法に定める基準に合っている方。ただし、特定公共賃貸住宅にあつては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方(※所得基準については、直接お問い合わせください。)

○その他、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適合する方

○入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員である場合には、入居資格がありません。

※満60歳以上の方は、単身で申し込みをすることができません。

※一部の住宅については、満60歳未満の方も単身で申し込みをすることができません。

■選考方法

伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。(※母子、高齢者、心身障害者世帯等については、入居順位についての優遇措置があります。)

■申込受付期間

2月10日(火)～20日(金)(土・日曜日、祝日を除く執務時間)、都市整備課、中山・双海地域事務所総合窓口課で受け付けを行います。

講演会開催のお知らせ

「獣害・なぜ増える、どう防ぐ」

野生鳥獣による農作物被害が拡大しています。特に中山間地域では、イノシシによる被害が深刻化しています。

協議会では、下記のとおり講演会を開催します。どうすれば鳥獣被害が少なくなるのかを学べるチャンスです。ふるってご来場ください。

■日時 2月10日(火) 10:00～

■場所 中山地域事務所2階大会議室

■内容

演題 「獣害・なぜ増える、どう防ぐ(仮題)」

講師 井上 雅央さん(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター)

※鳥獣被害に遭われている方、どなたでもお聞きいただけます。

■問い合わせ 伊予市鳥獣害防止総合対策協議会事務局(伊予市産業経済課内、内線571)

伊予市ファミリー・サポート・センター

「マミ♡サポ」講習会のお知らせ

■まずは会員登録

- ・おねがい会員(依頼会員)…センターで登録
- ・まかせて会員(提供会員)…講習を受講後に登録
- ・どっちも会員(依頼・提供会員)…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

■講習会日時

日時	内容
2/17 (火)	10:00～12:00 子育て支援者の役割について
	13:00～15:00 子どもの食育について
2/20 (金)	10:00～12:00 乳幼児に起こりやすい事故と応急処置
	13:00～15:00 ファミリー・サポート・センターの役割と期待するもの

■場所 伊予市中央公民館第1・2会議室

■問い合わせ

伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局(子育て支援センター内、☎982-0406)

「ご意見・ご提案をお寄せください」

福祉課（内線556）

市が定める「伊予市第2期障害福祉計画(案)」について、伊予市意見公募手続制度に基づき、計画案を公表することにも、次のとおり、皆さんからの意見を公募します。

■政策等の名称

「伊予市第2期障害福祉計画(案)」

■意見の提出時期

2月9日(月)～3月2日(月)、8時30分～17時30分の執務時間中

■閲覧場所

・伊予市役所1階ロビー市政情報

コーナー

・中山・双海地域事務所の市政情報コーナー

・伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)

■意見の提出方法

直接持参、郵便、ファックス、Eメール

■意見の提出先・問い合わせ

福祉課 ☎983-3354、Eメール fukushi@city.iyo.lg.jp

自衛官募集相談員が決まりました

昨年12月16日、市長室で自衛官募集相談員の委嘱式が行われました。

自衛官募集相談員は、自衛官志願者に対し、自衛隊に関する情報提供や地域での広報などの募集事務について援助・活動を行っています。

高市 忠さん(稲 荷) ☎983-4359

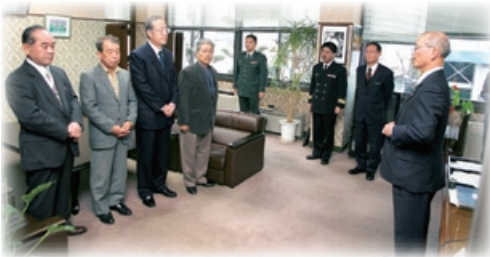
豊川 修さん(下吾川) ☎982-3867

栗原 稔さん(下吾川) ☎982-3134

橘 三郎さん(上 野) ☎982-1271

谷本 俊克さん(中山町中山) ☎967-0542

吉野 幸明さん(双海町串) ☎987-0157



ストップ・ザ 悪質商法 ⑬

●ネットワークビジネスって、もうかるの？

友人に「新しいビジネスに参加しよう」と誘われている。人を紹介して商品を買ると、バックマージンが入る。その会員がまた別の人を勧誘して会員を増やすと、その分も自分にお金が入るので、後は何をしなくてももうかるという。そんなにうまい話があるだろうか…。

《ひとこと助言》

マルチ商法とは、正式には「連鎖販売取引」といいます。会員を増やすことが収益につながるため、強引な勧誘が行われやすく、消費者トラブルを引き起こすことが多い商法です。楽して簡単にもうかるビジネスなどありません。勧誘時や金銭上のトラブルで大切な友人関係が悪化する可能性もあります。

■相談窓口 消費者相談窓口(産業経済課内) ☎982-1111(内線573)

※毎週月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

「降り込め詐欺」警戒中！他人事ではありません

乗らなくなったバイクをそのままにいませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在において、ナンバーの登録がある軽自動車・原付・小型自動二輪車の所有者に対して課せられます。

乗らなくなった車両がある場合は、3月末までにナンバーの返納手続きをしてください。

車両の譲渡があり、名義変更をしていない方も、同様に手続きをしてください。

■問い合わせ 税務課(内線531)

= 2月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税(第4期)	3月2日(月)	2月27日(金)
国保税(第8期)		

■問い合わせ 会計課(内線548・549)

国民年金を受給される方へ 裁定請求書の事前送付について

健康保険課（内線547）

年金は、受給資格を満たしたからといって、自動的に受けられるわけではありません。初めて年金を受けられる場合には、受給者となる本人が、年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。そのときに必要となる届出書が「裁定請求書」です。この届出書を取り、必要事項を記入の上、提出することになります。

しかし、自分で請求することを知らなかったり、忘れていたりするケースが少なくありません。そうしたことから、社会保険庁では、年金加入記録により、老齢基礎年金の受給要件が確認できた方に対して、年金加入期間等をあらかじめ印字した「裁定請求書」を、年金支給開始年齢に達する3か月前に、本人宛に送付しています。

送付対象者は、年金の受給資格があり、60歳及び65歳で受給権が発生する方です。また、「裁定請求書」には、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所・年金加入履歴等があらかじめ印字されています。

内容をよく確認して、裁定請求する際に活用してください。

【裁定請求の際に注意すること】

「裁定請求書」は、3か月前に送付されますが、裁定請求書の提出日、戸籍謄本、住民票等の発行日については、受給権発生日（誕生日の前日）以降になりますので、間違わないようにご注意ください。

裁定請求書が事前に送付されなかった方は、社会保険庁で年金の受給資格が確認できなかった方となります。ただし、カラ期間を加算すれば受給できる方もいますのでお問い合わせください。

※カラ期間とは、

○昭和61年3月以前に配偶者の扶養であった期間（現在の第3号）

○平成3年3月以前に学生であった期間

○昭和36年4月以降の20～60歳の海外在住期間
などがあります。

お問い合わせは、松山西社会保険事務所（☎92515105）又は健康保険課へ。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く。）は、次の当直水道指定工事業者に相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
2	1(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	7(土)	(有)栄電機設備	中山 967-1318
	8(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	11(水)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	14(土)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	15(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	21(土)	未来設備	尾 崎 983-5282
	22(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	28(土)	(有)升田金物店	出 瀨 967-0067
	3	1(日)	(有)ハヤタ設備工業
7(土)		西岡建材(株)	下吾川 983-1598
8(日)		友澤設備	大 平 982-1381

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。

※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

= 市内の交通事故状況 =

(12月末日現在)

	12月	累計	前年比
発 生	20件	183件	- 59件
死 者	0人	6人	+ 1人
傷 者	25人	229人	- 79人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(12月末日現在)

	12月	累計	前年比
侵 入 盗	0件	90件	+ 24件
自 動 車 盗	0件	6件	± 0件
オ ー ト バ イ 盗	0件	23件	+ 11件
自 転 車 盗	5件	81件	+ 31件
車 上 ね ら い	3件	63件	+ 23件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
平成20年中の火災発生・救急出場状況報告

伊予消防署 ☎ 982-0657

火災発生状況

平成20年中における伊予市の火災件数は14件、損害額は約3,000万円でした。昨年と比較すると、件数は2件減少、損害額も約6,600万円の減少となっています。

出火原因はさまざまですが、3月に発生した建物火災では、1人(高齢者)の方が逃げ遅れて亡くなり、尊い命が失われました。全国の

火災統計によると、住宅火災による死傷者は、建物火災の約9割を占めています。また、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるもので、高齢者(65歳以上)の割合が約6割を占めます。

火災は、ちよつとした油断や不注意から発生するものが大半です。尊い命や財産を守るためにも、皆さん一人ひとりが火災予防に努めましょつ。

救急車の出場件数

平成20年中の救急車の出場は、1,712件で1,627人を搬送しました。伊予市民の約25人に1人が救急車を利用したことになります。

救急車は、だれでも要請さえすれば利用することができますが、



一部では「救急車で病院に行く」と早く診てもらえる」と思い込み、救急車に頼らなくても良かったと思われる軽い症状の方や「急を要する病気ではないが、この病院に行けばよいか分からない」といった安易な要請が多くみられるため、出場件数増加の大きな要因となっています。

本日に生命にかかわる傷病者の搬送に支障をきたす恐れもありますので、**緊急性のない軽いケガや病気のときは、利用を控えるなど、119番する前に、自家用車やタクシーが利用できないか、今一度検討してみてください。**

■平成20年中の火災発生状況

区分	平成19年	平成20年	前年比	
件数	16	14	△2	
損害額(千円)	96,482	30,432	△66,050	
建物	件数	11	10	△1
	焼損面積(m ²)	1,886	281	△1,605
	焼損表面積(m ²)	21	11	△10
林野	損害額(千円)	96,286	28,376	△67,910
	件数	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0
車両	損害額(千円)	0	0	0
	件数	1	2	1
	損害額(千円)	20	1,914	1,894
船舶	件数	1	0	△1
	損害額(千円)	176	0	△176
その他	件数	3	2	△1
	損害額(千円)	0	142	142
り災世帯数	3	5	2	
り災人員	11	14	3	
負傷者	0	2	2	
死者	2	1	△1	

※平成19年の地区別内訳は、本庁地区12件、中山地区2件、双海地区2件です。

※平成20年の地区別内訳は本庁地区11件、中山地区2件、双海地区1件です。

■出火原因と件数

原因	件数	原因	件数
ストーブ	3	焼却炉	1
こんろ	2	煙突	1
たばこ	2	不明	2
排気管	2		
たき火	1	計	14

■伊予市管内の火災と救急出場件数(12月末日現在)

種別	12月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災件数	0	0	0	11	2	1
	0	0	0	2	1	1
	0	0	0	1	1	1
救急出場件数	135	13	24	1,271	184	257
	135	13	24	1,271	184	257
	135	13	24	1,271	184	257

☎ **火災・救急 → 119**
火災 救急病院 案内 982-5959